

令和2年度奈良県森林審議会制度及び指針等検討部会議事要録

日時：令和2年11月9日(月) 14:00～16:00

場所：創業支援施設 BONCHI 3階会議室

1 開 会

2 挨拶 大谷林業振興課長より挨拶

今回の案件は、「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針（案）」の1件

3 委員紹介（部会長以下五十音順）

長島部会長、永田委員、北村委員、谷奥委員、水本委員、八代田委員の出席を紹介

4 定数報告

委員6名中6名出席のため、半数を超えているので会議成立

5 配付資料の確認

6 議長の選出

奈良県森林審議会規程第4条第3項の規定に基づき、議長は部会長が務める

7 会議及び議事概要の公開

平成16年度の審議会において原則公開を決定

今回、特に非公開とする案件ではないため公開とする

・傍聴者なし

8 議事録署名委員の指名

谷奥委員、水本委員を指名

9 議事の進行

知事からの諮問案件は、議案1の1件

10 概要説明（事務局）

・議案1 「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針（案）」について

11 質 疑

永田委員：

具体的に令和7年度、ABC材をどのような構成で流通させていきたいか、の数値目標を取り入れていただきたい。

→事務局：

資料2の6頁に令和7年度の木材生産量を20万 m^3 としている。その内訳として、A材11万 m^3 、B材2万 m^3 、C材7万 m^3 と考えている。

八代田委員：

資料2の3頁「フォレスター制度の確立」で、任命者数が令和7年で25名とあるが、25名で全体の市町村への配置が完了するのか。また、卒業生以外の新規の就業者に対する研修等はどういった形で考えているか。

→事務局：

フォレスターについて、現在10名の現職の県職員でフォレスター業務の準備・調査を行っている。フォレスターアカデミーのフォレスター学科の10名/年の定員の内、5名を先に職員として採用し、卒業後配置する。令和5、6、7年で15名、+現在の10名で25名。スイスのフォレスターが2千haくらい担当しており、奈良県の民有林面積から割り出すと130人程度必要となるが、当面は40名くらいを予定している。

卒業生以外の新規就業者の方については、緑の雇用等の活用を考えている。

水本委員

フォレスターを市町村に県の職員として配置する経費について、国の譲与税を活用できるようお願いしたい。

配置の際には、フォレスターがそれぞれ配置された市町村に移住されることも配慮いただきたい。

→事務局

森林経営管理法により実施する業務であれば活用可能である。

フォレスターの配置の際には、配置される市町村に移住する意向も考慮したい。

谷奥委員：

「伝統的な育林伐倒技術」の「高齢級・大径木の…」とあるが、そういう材が今マーケットで必要とされていないと思える。そういった用途の開発を一緒にしていただきたい。

水本委員：

紀伊半島大水害の中で、令和7年度に未完成のところが2カ所ある、とある。平成23年から、約10年が経つが、財政投入等の計画をお願いしたい。

また、シカ対策というのはどのような支援を考えているか。

→事務局：

シカ対策は基本的には個体数調整を考えている。メス鹿捕獲の報償費の金額を上げられないか検討している。

北村委員：

猟師の数が減っている。県の職員等を教育し、猟銃の許可を取りに行く等、猟師の育成ルートを作ってほしい。

→事務局

奈良県フォレスターアカデミーでは狩猟免許を取得できるようなカリキュラムを考えている。

永田委員：

兵庫県で、餌場を作ってネットで囲い、カメラで監視して、一定数が入った時にスイッチを押すと罠が落ちるというシステムで、かなり効率的に捕ったという実績がある。そんな手法もどこかに取り組んでもらうということも考えてはどうか。

八代田委員：

囲い罠は各地でやっているが、森林ではなかなか獲れない。1回やると入らなくなる。森林ではやはり銃か、くくり罠の方が効率的かと思われる。

水本委員：

年間何頭くらい獲ったら適正個体数になるのか、その数字を教えていただき、目標に合わせて各自治体で努力してもらおうのいいのではないか。

水本委員：

6頁に「木材搬出の促進」とあるが、ヘリ出材に対する支援は考えられないか。県による上乗せは可能か。

→事務局：

市町村で事業を実施する美しい森林づくり基盤整備交付金では、ヘリ集材も対象になっている。補助率が50%で、市町村が補助の要綱、要件を決める。

また、国費を使って、県費を上乗せして、事業体に交付する造林補助金もある。架線集材の単価となるが、ヘリで搬出しても補助の対象になる。現時点でそれ以外の上乗せは考えていない。

北村委員：

最終的に問題になるのが所有界の確定だと思う。所有界の確定できないところが放置林になる。弁護士を雇って戸籍謄本を調べ、関係者に連絡を取って押印いただく、それに対する経費を県の方で検討できないか。市町村では対応できない。

→事務局：

森林経営管理法で、所有者等が不明の場合に市町村が公告をかけ、それでも分からない場合は市町村が管理・経営できる制度がある。

永田委員：

「国内外への販路拡大」で、令和元年で 58 件支援したとあるが、具体的にその支援の成果はあるか。

→事務局：

支援は展示会への出展や、海外のバイヤーとの引き合わせ等。聞き取り等も行っているが、統計的に数値を捉えるところまでは整理されておらず、そこは課題と考える。

永田委員：

「県産材の需要拡大を担う人材の育成」で、指標が令和元年は 0 となっているが、なぜか。

→事務局：

令和元年が 0 というのは、セミナーを今から企画していくため。他府県の事例では、セミナーを設け、セミナーを受講した方を、木造の建築設計について相談いただける相手として市町村等に紹介するといった運営があると聞いている。勉強の機会とともに活躍の機会の提供も必要と考えている。

北村委員：

木造建築がいい、吉野材がいい、ということは分かっているが、ではどこへ行ったらいいか、具体化する窓口がない。県の方で第三セクターや別会社等、収益の上げられる会社でそういうことをして、県の業者に流す、ということを考えていただけたら。

→事務局：

事業者と県との間でどういうコミットがありうるのかは、課題と考えている。検討させていただきたい。

長島部会長

今回の方針の骨子案について、特に入れていただく必要があるだろう、という指摘が主に 3 つあったと思われる。

1 点めは A 材 B 材 C 材の目標値を入れていただくということと。もう 1 点が大径材の用途の開発について。後 1 点、シカ対策における猟師の育成について。

その他具体的に販路発信等の窓口をどうするのか、これは骨子案に入れていくのか、具体的な事業として入れていくのかは検討が必要かと思う。

これら 3 点、あるいは 4 点について、骨子案を一部修正するというところで、議案 1 を承認したい。

【委員了承】

長島部会長

異議がないようなので議決し、その旨知事に答申したい。なお条件の文言については、部会長に一任いただきたい。

【委員了承】

12 採決

議案1 については条件を付して承認する。